

分煙環境整備に関する請願

1 趣 旨

私たちたばこ販売店は、零細かつ経済的基盤が弱いながらも、たばこ産業の健全な発展を図り、その販売をもって地方財政収入の安定的確保及び地域社会の発展に貢献していると自負している。

しかし、国内のたばこを取り巻く環境は、複数年にわたるたばこ税増税及び健康増進法の改正等による喫煙規制強化のため非常に厳しい状況にある。

一方、飲食・宿泊業等のサービス業においては、その業種・施設等によって喫煙を望むお客様が多いことから、改正健康増進法による「原則禁煙」という措置がお客様の要望への対応を著しく損ない、お客様の数やお客様一人当たりの単価の減少に伴う売上げの減少を懸念している。また、その多くは、いわゆる家族経営といった中小企業であり、店舗の面積や構造に加え資金的な制約により喫煙施設の整備も容易ではなく、結果的に全面禁煙とせざるを得ないことから経営への影響は避けられないのが実情である。

また、諸外国と異なり日本においては駅周辺や繁華街等において、路上喫煙規制条例等により屋外での喫煙が厳しく制限されていることも多く、お客様に店外での喫煙を求めることが出来ず、その影響は諸外国と比して甚大なものとなることが懸念される。

たばこは、たばこ事業法により「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的および国民経済の健全な発展に資すること」との目的に沿い規定された合法的嗜好品であり、税収面からもたばこの販売を通じて毎年 2 兆円を超える、国、地方における貴重な財源として一定の役割を果たしている。令和元年度の福井県のたばこ税は県税 8.5 億円となっており、一般財源として大きく貢献している。

令和 3 年度与党税制大綱においては、前年度に続き「望まない受動喫煙対策や今後のたばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に駅前・商店街等の公共の場所における屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする。」とされている。また、これに伴い総務省自治税務局から発出された通知「令和 3 年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」においても、「望まない受動喫煙を防止するためには、公共の場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。なお、一定の屋外分煙施設の整備に係る費用については、所要の地方財政措置を講じているところであること。」とされている。望まない受動喫煙を防止するためにも、たばこ税を含めた財源を「分煙社会の実現」・「望まない受動喫煙防止の推進」に向けて優先的に使用する妥当性と必要性が高まっていると考える。

福井県においては、北陸新幹線延伸に伴い関係人口・交流人口の増加が想定され、新幹線駅周辺等も含めた環境整備において「分煙社会の実現」・「望まない受動喫煙防止の推進」にも、たばこ税を含めた財源を使用する必要性があるものとする。

私たちは、改正健康増進法の目的である「望まない受動喫煙の防止」という観点からも、たばこを吸う人と吸わない人が共存するためには一定の分煙環境の整備が重要だと考えているとともに、分煙環境の整備は、「望まない受動喫煙の防止」はもとより「継続

的安定税収の確保」に資するものであると考えている。また、分煙環境整備の一つである公共喫煙場所を充実させることは、ポイ捨て・歩きたばこが減少し、行政・商店街が取り組む環境美化の推進が期待される。そして喫煙施設の設置等が進まない飲食店等の事業所を支援する事は、改正健康増進法遵守の徹底、無用なトラブルの減少になると考えている。

かかる状況を踏まえて、私たちは望まない受動喫煙を防止し、たばこを吸う人と吸わない人が気持ちよく生活できるよう、地方たばこ税の一部を活用するなど分煙環境を整備していただきたく、地方自治法第124条に基づき下記事項を請願する。

記

- (1) 望まない受動喫煙防止に向け、県の公共の施設への喫煙場所設置・維持を進めること。
- (2) 飲食店等が取り組む屋内喫煙室設置の助成を目的とした事業を行うこと。
- (3) 喫煙マナー向上に関する普及啓発など「分煙環境整備」を目的とした事業を進めること。

2 提出者

福井県たばこ販売協同組合 理事長 脇本行雄
福井県社交飲食業生活衛生同業組合 理事長 友本正己
福井県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長 土田耕一

3 紹介議員

松田泰典

4 受理年月日

令和3年6月8日